

2 福祉人材の育成・確保

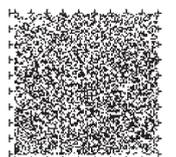
- 高齢者、障がい者、子育て世代など、だれもが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、福祉人材の育成・確保が極めて重要となります。
- 地域福祉活動に参加する市民、福祉サービスの提供や専門的な相談支援に応じることができ福祉専門職、虐待への対応や複合的な課題に対応するため相談支援機関の連携を主導する役割を担う行政職員、それぞれにおいて、地域福祉を推進するために人材の育成・確保の取り組みを進めていきます。

2 福祉人材の育成・確保

2-1 地域福祉活動への参加促進(P19)

2-2 福祉専門職の育成・確保(P20)

2-3 行政職員の専門性の向上(P21)



2-1 地域福祉活動への参加促進

現状と課題

- 地縁による地域福祉活動は、参加する人の減少やその固定化・高齢化が深刻な課題となっています。あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるよう取り組むことが重要です。
- 退職年齢に達する世代などは、新たに地域福祉活動に参画する世代として期待されます。これまでの知識や技能を活かして地域で活躍することは、新たなやりがいの発見となるほか、自己実現にもつながります。
- 将来の地域福祉活動の発展に向け、子どもたちを対象とした中長期的な視点による取り組みも重要です。
- 令和元年度に実施した市立小学校へのアンケート調査では、福祉の理解促進に向けた一定の効果が認められています。
- 地域福祉活動のさらなる活性化に向け、さまざまな年代の人が活動に興味を持ち、やりがいと充実感を持つことができるよう、取り組みを進めていく必要があります。

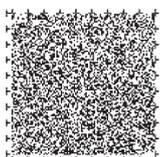
取り組み目標

① 地域福祉活動をはじめのきっかけとなる情報発信

- 地域の行事や取り組みなどの地域活動、ボランティアに関する先駆的・先進的な事業や実践事例などの情報を発信し、気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。
- 情報発信に際しては、広報誌やホームページ、SNSなど、ICTを含めた多様な媒体を積極的に活用します。
- 大阪市(区)社会福祉協議会が行うボランティア活動に関する情報発信等についても、地域福祉活動に参加するきっかけづくりとしてさらに推進していきます。

② 福祉に関する広報啓発

- 地域福祉活動への参加促進に向け、世代に応じた取り組みを進めます。
- 小学生向け福祉読本は、引き続き配付を行い、小学生の福祉の理解促進に取り組みます。また、机上学習だけでなく、障がい当事者や福祉施設等との交流等の機会を設けるとともに、区社会福祉協議会が地域の実情等に応じ実施する車いす体験、地域行事へのボランティア参加などの体験型学習と合わせ、福祉を身近に感じることができる機会となるよう取り組みます。
- 社会福祉施設や企業、大学、専門学校などが行う社会貢献活動や地域福祉に関する取り組み等を積極的に支援することにより、さまざまな活動主体の参画を促します。
- 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて開催している地域福祉に関する講習会・講演会等をさらに身近で魅力あるメニューにするとともに、ICT等を効果的に活用してライフスタイルに合わせて参加しやすい工夫を行う等により、さまざまな世代の方が、地域福祉活動に関心をもち、参加するためのきっかけづくりを行います。



2-2 福祉専門職の育成・確保

現状と課題

- 団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年が目前にせまる中、福祉・介護サービスを担う人材の育成・確保は全国的に重要な課題となっています。
- 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」においては、国と地方公共団体それぞれの役割が示されており、市町村では、研修やネットワークの構築などを行うこととされています。
- 大阪市においては、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・定着・育成に関する中核施設と位置付け、さまざまな取り組みを行っています。
- 平成30年度からは、施設・事業所で働く方々から、仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護のきらめき大賞」を実施するとともに、将来の職業選択を考えるキャリア教育が実施される中学生を対象として、福祉のことや福祉・介護の仕事を身近に感じていただけるきっかけとなるようさまざまな取り組みを進めています。
- 今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するためには、新たな人材の確保に向けた取り組みを進めるとともに、福祉専門職が誇りをもって働き続けることができるよう、モチベーションの向上等につながる取り組みをさらに強化していく必要があります。
- 大阪市において令和元年に実施した施設調査では、外国人材の受け入れ検討状況について、高齢者施設等・障がい者施設等で「わからない」「無回答」を合わせた割合は、およそ半数を占める結果となりました。今後も引き続き、国の動向を注視しながら、福祉現場の実態に即した支援を検討する必要があります。



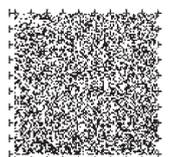
取り組み目標

① 福祉専門職の育成・定着を図る取り組み

- 「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の育成・確保等に関する調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を積極的に行っていきます。
- 福祉専門職がもつ仕事への誇りややりがいを伝える「みおつくし福祉・介護のきらめき大賞」等の取り組みについて、市民への周知方法や周知の場等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取り組みを進めます。

② 新しい人材の参入に向けた取り組み

- これまで福祉専門職が担っていた業務のうち、介護の周辺業務を担当する「介護助手（アシスタントワーカー）」など、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。
- 将来の職業選択につなげるため、小学生向け福祉読本の配付や中学生向け福祉教育プログラム等の中長期的視点によるアプローチについても、より魅力的な内容となるよう工夫を行い、福祉・介護の理解促進やイメージアップに取り組みます。



2-3 行政職員の専門性の向上

現状と課題

- 地域社会における福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しており、加えて、行財政改革や法律・制度の相次ぐ改正等により福祉を取り巻く環境も大きく変動しています。
- 大阪市福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識、対人援助技術等を備えていることなど、さまざまな能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案等権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。
- 分野横断的な知識・技術や高度な判断力等は、短期間で習得できるものではなく、福祉行政に携わる職員の人材育成を組織的、体系的に実施し、質の高い福祉行政を推進していく必要があります。

取り組み目標

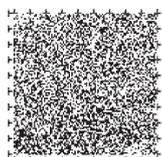
- 分野横断的な知識、技術等を備え、関係機関との緊密な連携のもと、市民ニーズを的確に把握し対応することができる職員を育成し、もって福祉行政の推進を図ります。
- 福祉行政を牽引する役割を担う福祉職員に対しては、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、専門的な知識、技術等の習得に関する研修を実施するなど、より高度な専門性の確保に向けた取り組みを進めます。

① 研修の充実

- 各区保健福祉センター職員に対する知識、技術等の向上に向けた研修を実施します。
- 福祉職員が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施します。

② ジョブローテーションの推進

- 福祉行政に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事異動や配置換えによる人材育成(ジョブローテーション)を推進します。



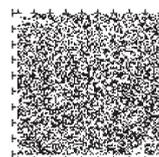
3 権利擁護の取り組みの充実

- 大阪市においては、すべての人の権利を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援する取り組みを進めています。
- 高齢者や障がい者、児童に対する虐待の相談件数が増加するなど、個人の権利、利益が侵害され、安心安全な生活が脅かされている現状があり、虐待防止に関する取り組みをさらに推進します。
- 認知症や知的・精神障がいにより判断能力が十分でない人が、地域で自分らしく安心して暮らすために、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを推進します。

3 権利擁護の取り組みの充実

3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進(P23)

3-2 成年後見制度の利用促進(P24)



3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進

現状と課題

- 虐待は重大な権利侵害であり、自らの権利を主張しにくい立場にある、高齢者や障がい者、児童の権利利益を擁護していくためには、虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取り組みを実施していくことが重要です。
- 虐待防止は、それぞれの特性に応じて対策を講じる必要がありますが、共通しているのは被虐待者が自らSOSを発信できない、あるいは発信が難しい状況にあることから、すべての人が虐待防止の意識をもち、身近な虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要であるということです。
- 虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。
- 施設従事者等に対して、研修や事例検討会・講演会等を行い、意識の向上を図る必要があります。
- 虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員については、専門性の向上が求められています。

取り組み目標

- 地域において虐待についての知識・理解を深めるとともに、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、行政機関が連携して支援できるようネットワークの構築を進めます。
- 施設従事者に対して研修等を行い、虐待防止の意識の向上を図ります。

① 地域における虐待についての知識・理解の普及啓発

- すべての年齢層の地域住民、高齢者や障がい者、児童に関わる機会のあるあらゆる関係機関を対象に、相談・通報（児童虐待については通告）・届出先等、窓口周知の徹底を目的に、普及啓発を行い、虐待は、重大な権利侵害であること、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知します。

② ネットワークの構築

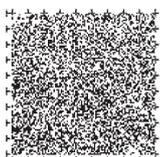
- 虐待事例の支援に対して適切かつ迅速に対応するために、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体、行政機関の連携を図ります。

③ 施設従事者等の意識の向上

- 介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者等への集団指導において、施設従事者等の通報義務を周知徹底します。
- 実地指導を通じて、不適切なケア・不適切な施設運営等への指導を強化するなど、将来の虐待の芽を摘むために取り組むとともに、施設従事者の意識の向上を図ります。

④ 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

- 虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別研修等を行います。



3-2 成年後見制度の利用促進

現状と課題

- 成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。
- 法定後見制度は、対象者の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの類型に分かれますが、社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用となっていること等が課題となっています。
- 大阪市では、平成12年の成年後見制度開始以降、市長申立事務を各区保健福祉センターで実施するとともに、「成年後見制度利用支援事業」として、市長申立事案における申立費用及び後見人報酬の助成を行っており、令和2年度からは、後見人報酬の助成対象を本人及び親族等による申立事案にも拡大しました。
- 平成19年6月に、大阪市成年後見支援センターを開設し、制度に関する広報啓発・関係機関との連携等を行うとともに、制度利用に関する専門的な支援や、第三者後見人の新たな担い手としての市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んできました。

取り組み目標

- 平成30年度から「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めてきました。大阪市成年後見センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを引き続き整備します。
- 市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化などに取り組みます。

① 地域連携ネットワーク構築の推進

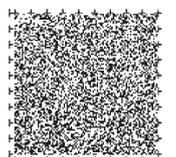
- 相談支援機関が権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたります。成年後見人等が選任された後も本人支援が必要な場合は、後見人とともにチームとして支援を行います。
- 平成30年度以降、計画的に整備してきた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が円滑に機能するよう、引き続き、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、成年後見制度の利用促進や後見人支援の取り組みを進めます。また、相談支援機関職員に対する継続的な研修の実施等、相談機能の充実に努めます。

② 成年後見制度の普及啓発の推進

- 普及啓発にあたっては、成年後見制度の理念はもとより、制度内容について、わかりやすい説明に努めます。
- 任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進します。

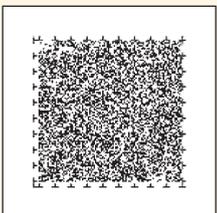
③ 市民後見人の養成・支援

- 市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、一人でも多くの市民にご協力を得ることができるよう養成方法（養成会場やカリキュラム）を工夫します。
- 身上監護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実に努めます。



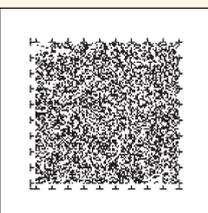
memo.

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.



memo.

A series of horizontal dashed lines for writing.



大阪市地域福祉基本計画（概要版）

令和3年3月

大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話：06-6208-7970 ファクシミリ：06-6202-0990

ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000523989.html>

